

平成23年4月以降の

厚生年金保険の

60歳台前半の在職老齢年金の仕組み

65歳未満で在職し厚生年金保険の被保険者となっている場合、総報酬月額相当額に応じて年金額が支給停止となる場合があります。

1 60歳台前半の在職老齢年金の仕組み

- ① 在職中であっても総報酬月額相当額と老齢厚生年金の月額合計額が28万円に達するまでは年金の全額を支給します。
 - ② 総報酬月額相当額と老齢厚生年金の月額合計額が28万円を上回る場合は、総報酬月額相当額の増加2に対し、年金額1を停止します。
 - ③ 総報酬月額相当額が46万円を超える場合は、さらに総報酬月額相当額が増加した分だけ年金を支給停止します。
- ※ 支給停止額の計算の基準となる「28万円」および「46万円」については、それぞれ「支給停止調整開始額」および「支給停止調整変更額」呼ばれ、賃金や物価の変動に応じて毎年見直されます。

60歳台前半の在職老齢年金のうち対象となる部分

60歳	61歳～64歳（特例支給開始年齢※）	65歳
▼	▼	▼
特別支給の老齢厚生年金 （報酬比例部分）	特別支給の老齢厚生年金 （報酬比例部分）	老齢厚生年金
	特別支給の老齢厚生年金 （定額部分）	老齢基礎年金
	加給年金	

色つきの部分が調整の対象になります。

※特例支給開始年齢

昭和16年4月2日～昭和24年4月1日生まれの男子

昭和21年4月2日～昭和29年4月1日生まれの女子

2

計算方法

- 基本月額＝老齢厚生年金額（基金代行部分を含み、加給年金を除く）÷12
- 総報酬月額相当額＝その月の標準報酬月額＋その月以前1年間の標準賞与額の総額÷12

総報酬月額相当額と基本月額		支給停止額
基本月額と総報酬月額相当額の合計が28万円以下		全額支給
総報酬月額相当額が 46万円以下	基本月額が28万円以下	(総報酬月額相当額＋基本月額－28万円) ÷ 2
	基本月額が28万円超	総報酬月額相当額 ÷ 2
総報酬月額相当額が 46万円超	基本月額が28万円以下	(46万円＋基本月額－28万円) ÷ 2 ＋ (総報酬月額相当額－46万円)
	基本月額が28万円超	46万円 ÷ 2 + (総報酬月額相当額－46万円)

加給年金額（※）の加算がある場合

基本月額が一部でも支給されるときは、加給年金が全額支給されます。
基本月額が全額停止されるときは、加給年金も全額停止されます。

※【加給年金額】

厚生年金保険の被保険者期間が20年以上（中高齢特例による短縮あり）ある者が年金を受けようになったときに、生計を維持している65歳未満の配偶者および子（18歳到達年度の末日までの子または20歳未満で1級2級の障害の状態にある子）がある場合に加算されます。

◎ 厚生年金基金の加入期間がある場合の計算方法

厚生年金基金に加入している期間がある場合には、厚生年金基金に加入しなかったと仮定して計算した老齢厚生年金の年金額をもとに基本月額を算出します。また、支給停止額が老齢厚生年金部分と基金代行部分を合わせた額を超えるときは、加給年金額が支給停止になります。基本月額の一部でも支払われる場合は加給年金額が支払われます。

※なお、基金からの年金が支給停止となるか否かは、各基金の規約により定められています。